

令和 5 年

上尾市教育委員会第 1 回臨時会 議案

## 議 案 名

議案第 1 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出 について -----	1
議案第 2 号	令和 5 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出につ いて -----	5
議案第 3 号	上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制定 に係る意見の申出について -----	1 2
議案第 4 号	上尾市学校給食運営委員会条例の制定に係る意見の申 出について -----	1 5

【 白紙 】

## 議案第1号

令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和4年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

令和5年2月9日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛  
記

### 1 歳入補正（教育関係）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後予算額
22 市債	1 市債	△87,800 千円	750,300 千円	662,500 千円

### 2 歳出補正（教育費）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	1 教育総務費	△34,381 千円	1,150,003 千円	1,115,622 千円
	2 小学校費	△88,251 千円	1,630,955 千円	1,542,704 千円
	3 中学校費	△43,771 千円	769,415 千円	725,644 千円
	5 社会教育費	△11,923 千円	887,745 千円	875,822 千円
	6 保健体育費	△10,386 千円	1,614,361 千円	1,603,975 千円
	計		△188,712 千円	6,052,479 千円

### 提案理由

令和4年度上尾市一般会計補正予算（第15号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>学校施設更新計画策定事業</b>	<b>△1,415</b>
12委託料	△1,415
<b>小学校管理運営事業</b>	<b>△75,648</b>
12委託料	△17,628
13使用料及び賃借料	△2,657
14工事請負費	△55,363
<b>小学校コンピュータ整備事業</b>	<b>△12,603</b>
10需用費	△1,142
12委託料	△8,655
13使用料及び賃借料	△2,806
<b>中学校管理運営事業</b>	<b>△35,709</b>
12委託料	△3,506
13使用料及び賃借料	△1,692
14工事請負費	△28,567
17備品購入費	△944
18負担金、補助及び交付金	△1,000
<b>中学校コンピュータ整備事業</b>	<b>△8,062</b>
10需用費	△1,142
12委託料	△4,506
13使用料及び賃借料	△2,414

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>学校施設開放(生涯学習)事業</b>	<b>△1,991</b>
12委託料	△1,991
<b>公民館管理運営事業</b>	<b>△8,666</b>
14工事請負費	△8,666

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>スポーツ大会・教室等開催事業</b>	<b>△4,200</b>
12委託料	△1,300
18負担金、補助及び交付金	△2,900
<b>屋外スポーツ施設管理運営事業</b>	<b>△813</b>
12委託料	△813
<b>市民体育館管理運営事業</b>	<b>7,034</b>
12委託料	7,034

● 図書館

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>図書館運営事業</b>	<b>△628</b>
12委託料	△628
<b>セカンドブック事業</b>	<b>△638</b>
10需用費	△638

● 学務課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>小・中学校業務改善支援事業</b>	<b>△10,927</b>
13使用料及び賃借料	△10,927

● 指導課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>教科用図書等整備事業</b>	<b>△541</b>
12委託料	△541
<b>指導方法改善事業</b>	<b>△13,848</b>
10需用費	△1,632
12委託料	△12,216
<b>児童生徒体力向上推進事業</b>	<b>△2,112</b>
12委託料	△2,112
<b>中学生社会体験チャレンジ事業</b>	<b>△645</b>
10需用費	△350
11役務費	△295
<b>いじめ対策等生徒指導推進事業</b>	<b>△2,007</b>
11役務費	△2,007

<b>英語教育推進事業</b>	<b>△ 967</b>
12委託料	△ 967
<b>学校家庭連携推進事業</b>	<b>△ 1, 919</b>
11役務費	△ 731
12委託料	△ 1, 188

● 学校保健課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>学校健康診断及び健康管理事業</b>	<b>△ 503</b>
10需用費	△ 503
<b>教職員健康管理事業</b>	<b>△ 4, 570</b>
11役務費	△ 4, 570
<b>児童生徒安全推進事業</b>	<b>△ 840</b>
10需用費	△ 840
<b>通学路安全対策事業</b>	<b>△ 582</b>
14工事請負費	△ 582

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>調理場備品等整備事業</b>	<b>△ 5, 912</b>
14工事請負費	△ 577
17備品購入費	△ 5, 335

議案第2号

令和5年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和5年度上尾市一般会計予算について、市長に意見を申し出る。

令和5年2月9日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 歳入予算（教育関係）

款	項	令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
14	使用料及び手数料 1 使用料	16,544 千円	20,943 千円	△4,399 千円
15	国庫支出金 2 国庫補助金	16,026 千円	11,008 千円	5,018 千円
16	県支出金 2 県補助金	32,402 千円	21,986 千円	10,416 千円
17	財産収入 1 財産運用収入	1 千円	1 千円	0 千円
18	寄附金 1 寄附金	1 千円	1 千円	0 千円
19	繰入金 1 基金繰入金	2,409 千円	2,335 千円	74 千円
21	諸収入 3 貸付金元利収入	5,076 千円	5,964 千円	△888 千円
	6 雑入	925,467 千円	14,188 千円	911,279 千円
22	市債 1 市債	90,400 千円	686,500 千円	△596,100 千円

2 歳出予算（教育費）

款	項	令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
9	教育総務費	1,256,424 千円	1,150,003 千円	106,421 千円
	小学校費	1,168,923 千円	1,501,102 千円	△332,179 千円
	中学校費	671,711 千円	702,020 千円	△30,309 千円
	幼稚園費	0 千円	516 千円	△516 千円
	社会教育費	855,101 千円	751,336 千円	103,765 千円
	保健体育費	2,487,177 千円	1,537,259 千円	949,918 千円
	合計		6,439,336 千円	5,642,236 千円

3 債務負担行為（教育費）

事項	期間	限度額
学力検査業務	令和5年度から 令和7年度まで	33,300 千円

## 提案理由

令和5年度上尾市一般会計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別予算額 (職員人件費を除く)

● 教育総務課

(単位: 千円)

	事業名	令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育委員会運営事業	4,606	4,637	△31
2	教育委員会事務局事業	3,573	1,964	1,609
3	市費学校職員健康診断事業	432	432	0
4	学校環境美化推進事業	73,907	72,234	1,673
5	入学準備金・奨学金貸付事業	5,484	5,484	0
	学校施設更新計画策定事業	0	22,543	△22,543
6	学校施設更新計画推進事業	49,262	0	49,262
7	民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業	27,970	0	27,970
8	小学校管理運営事業	746,211	1,105,790	△359,579
9	小学校コンピュータ整備事業	336,013	307,319	28,694
10	緑のカーテン整備事業	592	597	△5
11	小学校図書整備事業	13,235	15,547	△2,312
12	小学校教育教材整備事業	18,589	15,992	2,597
13	中学校管理運営事業	359,275	459,135	△99,860
14	中学校コンピュータ整備事業	214,740	140,313	74,427
15	中学校図書整備事業	10,747	11,870	△1,123
16	中学校教育教材整備事業	10,951	12,066	△1,115
	幼稚園管理運営事業	0	516	△516

● 生涯学習課

(単位: 千円)

	事業名	令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,001	1,030	△29
2	社会教育委員会議運営事業	234	240	△6
3	生涯学習指導者活動推進事業	322	323	△1
4	社会教育団体等補助事業	608	608	0
5	家庭教育推進事業	210	257	△47
	成人式事業	0	1,907	△1,907
6	二十歳のつどい事業	2,029	0	2,029
7	学校施設開放(生涯学習)事業	3,232	3,139	93

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
8	文化芸術振興事業	752	752	0
9	美術展覧会事業	1,659	1,585	74
10	市民音楽祭事業	1,210	983	227
11	上尾市ギャラリー管理運営事業	18,403	18,165	238
12	大学等との連携による生涯学習推進事業	246	247	△1
13	放課後子供教室運営事業	2,913	2,943	△30
14	生涯学習課一般事務費	175	137	38
15	公民館講座事業	3,249	2,782	467
16	公民館管理運営事業	142,132	106,972	35,160
17	公民館運営審議会運営事業	156	174	△18
18	人権教育集会所運営事業	1,278	1,135	143
19	人権教育集会所管理事業	9,401	9,426	△25
20	文化財調査・保存事業	1,934	1,035	899
21	文化財保護審議会運営事業	114	114	0
22	市制施行 65 周年記念民俗芸能公演事業	1,600	0	1,600
23	埋蔵文化財調査事業	3,115	3,525	△410
24	文化財保護啓発事業	805	918	△113
25	「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業	856	270	586
26	「上尾の摘田・畑作用具」展示施設整備事業	28,785	0	28,785
27	歴史資料調査事業	1,084	1,214	△130
28	市史担当分室及び資料室管理事業	275	217	58

● 図書館

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	図書館運営事業	181,662	182,161	△499
2	図書館施設管理事業	36,943	33,149	3,794
3	図書館資料整備事業	35,876	35,304	572
4	視聴覚ライブラリー事業	342	379	△37
5	ICT を活用した上尾市史等発信事業	17,491	0	17,491
6	子どもの読書活動支援センター運営事業	1,923	1,952	△29
7	ブックスタート事業	2,537	2,434	103
8	セカンドブック事業	60	3,610	△3,550

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	スポーツ推進審議会運営事業	188	188	0
2	スポーツ大会・教室等開催事業	36,290	48,417	△12,127
3	学校施設開放(スポーツ振興)事業	20,707	2,965	17,742
4	スポーツ活動推進事業	6,072	4,570	1,502
5	スポーツ交流事業	851	649	202
6	スポーツ振興課一般事務費	350	834	△484
7	屋外スポーツ施設管理運営事業	18,496	25,412	△6,916
	市民体育館管理運営事業	0	75,792	△75,792
8	市民体育館・平塚サッカー場管理運営事業	60,000	0	60,000

● 学務課

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	通学区域検討事業	114	114	0
2	教職員人事及び就学事務事業	3,487	3,720	△233
3	通学区見直し区域登下校サポート事業	111	151	△40
4	教育関係団体振興推進事業	1,924	1,867	57
5	外国人学校児童生徒保護者補助事業	168	168	0
6	小・中学校業務改善支援事業	10,385	32,234	△21,849
7	小学校就学援助費補助事業	46,287	48,508	△2,221
8	小学校特別支援教育就学奨励事業	7,996	7,349	647
9	中学校特別支援学級設置事業	27,128	27,609	△481
10	中学校就学援助費補助事業	36,029	38,568	△2,539
11	中学校特別支援教育就学奨励事業	4,795	4,568	227

● 指導課

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,271	1,271	0
2	学校教育支援事業	3,209	3,201	8
3	教科用図書等整備事業	7,701	7,644	57
4	指導方法改善事業	44,937	51,795	△6,858
5	音楽会等開催事業	2,146	2,044	102

事業名		令和5年度 予算	前年度 予算額	比較増減
	中学校部活動支援事業	0	3,741	△3,741
6	部活動地域移行推進事業	4,108	0	4,108
7	中学生海外派遣研修事業	18,536	0	18,536
8	児童生徒体力向上推進事業	5,736	5,552	184
9	特別支援教育推進事業	240	236	4
10	中学生社会体験チャレンジ事業	691	695	△4
11	いじめ対策等生徒指導推進事業	6,282	7,685	△1,403
12	学力向上支援事業	11,100	12,545	△1,445
13	幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業	244	244	0
14	コミュニティ・スクール推進事業	1,806	1,811	△5
15	英語教育推進事業	161,596	137,836	23,760
16	学校家庭連携推進事業	1,188	3,107	△1,919
17	特別支援教育マイスター派遣事業	1,178	0	1,178
18	指導課一般事務費	114	150	△36

● 教育センター

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育センター管理運営事業	601	577	24
2	さわやか相談室運営事業	167	167	0
3	不登校対策事業	1,058	1,036	22
4	教育相談事業	247	242	5
5	就学支援委員会運営事業	480	480	0
6	いじめ根絶対策事業(相談事業)	142	146	△4

● 学校保健課

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	要保護児童生徒医療費援助事業	105	134	△29
2	学校健康診断及び健康管理事業	82,779	82,268	511
3	教職員健康管理事業	16,534	20,887	△4,353
4	学校環境衛生検査事業	16,224	15,865	359
5	保健室管理運営事業	4,427	4,304	123
6	児童生徒安全推進事業	22,135	20,398	1,737

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
7	学校安全パトロール事業	3,609	4,153	△544
8	通学路安全対策事業	1,000	1,000	0
9	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	9,493	1,763	7,730
10	学校保健課一般事務費	760	749	11
11	学校給食費支援事業	100,511	100,969	△458
12	小学校給食室設備整備事業	41,307	38,013	3,294
	小学校給食食器更新事業	0	6,064	△6,064
13	小学校給食管理運営事業	607,066	34,455	572,611
14	小学校給食室衛生管理推進事業	32,615	28,338	4,277

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名		令和5年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	調理場備品等整備事業	39,948	52,804	△12,856
2	中学校給食調理業務委託事業	228,866	228,866	0
3	中学校給食献立作成事業	138	138	0
4	中学校給食共同調理場管理運営事業	442,146	60,759	381,387

### 議案第 3 号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制定に係る意見の申出について

上尾市中学校部活動地域移行推進協議会条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 5 年 2 月 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第 1 条 部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備を推進するため、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「部活動の地域移行」とは、上尾市立の中学校（以下単に「学校」という。）における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者

(4) 学校の校長、教員、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の部活動指導員をいう。）その他の学校関係者

(5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者  
（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 条の 2 第 2 7 号の 4 の次に次の 1 号を加える。  
(27)の 5 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員  
別表第 1 の 2 7 の 4 の項の次に次のように加える。

2 7 の 5	上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会	
	委員長	日額 7, 0 0 0 円
	委員	日額 6, 0 0 0 円

提案理由

部活動の地域移行の推進に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第4号

上尾市学校給食運営委員会条例の制定に係る意見の申出について  
上尾市学校給食運営委員会条例を次のように定めることについて、市長に  
意見を申し出る。

令和5年2月9日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食運営委員会条例

(設置)

第1条 上尾市立小学校及び中学校（第3条第2項において「学校」とい  
う。）における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3  
条第1項に規定する学校給食をいう。次条において同じ。）を適正に運営  
するため、上尾市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置  
する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮  
問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校給食の実施に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関し教育委員会が必要  
と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命す  
る。

- (1) 学校の校長を代表する者
- (2) 学校に在学する児童又は生徒の保護者を代表する者
- (3) 学校の学校医を代表する者
- (4) 学校の学校薬剤師を代表する者
- (5) 本市を所管する保健所の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第54号を次のように改める。

(54) 学校給食運営委員会委員

別表第1の54の項を次のように改める。

54	学校給食運営委員会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

（上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正）

3 上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

（上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、現に上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正前の上尾市立中学校給食共同調理場条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

#### 提案理由

上尾市立小学校及び中学校における学校給食を適正に運営するため、附属機関として上尾市学校給食運営委員会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。